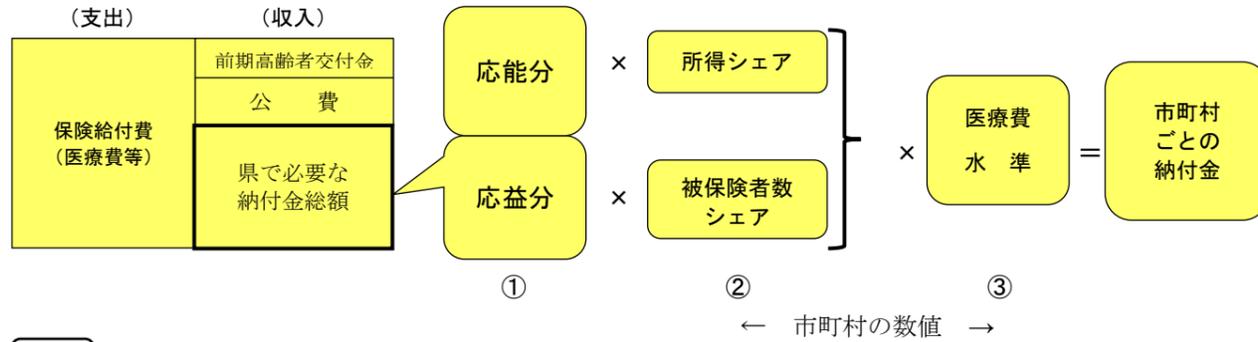


国民健康保険事業費納付金算定のイメージ

市町村の納付金は、県で必要な納付金総額を県所得水準により応能分、応益分に按分した後、各市町村の所得シェア、被保険者数シェア、医療費水準を反映させることにより算定する。

＜青森県全体＞

○算定式イメージ（医療分・後期高齢者支援金分・介護分を個別に算定）

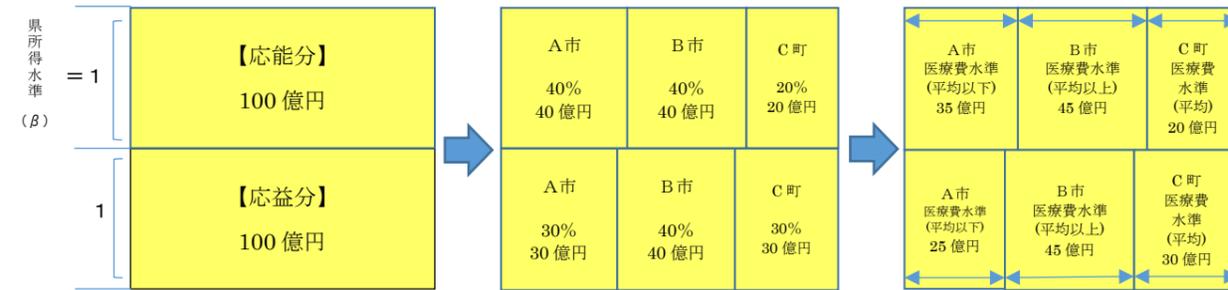


例

① 応能分と応益分を「県所得水準(β) : 1」に按分する。

② 応能分を所得シェア、応益分を被保険者数シェアで按分する。

③ 医療費水準を反映し、市町村ごとの納付金を算定する。



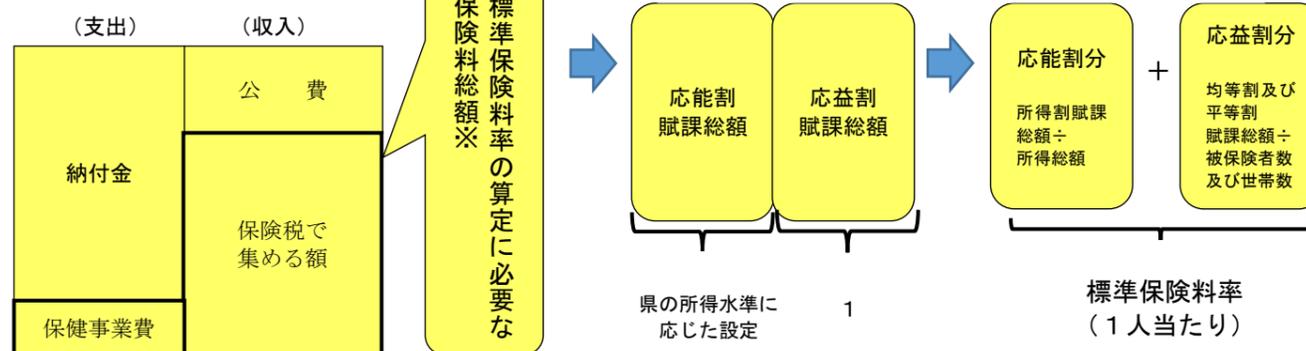
※県所得水準(β)は、全国平均を1とした場合の水準である。(参考) 青森県所得水準 医療分(H31年度算定時) 0.812535...

市町村標準保険料率の算定イメージ

市町村の標準保険料率は、市町村の標準保険料率の算定に必要な保険料総額を県の所得水準に応じた設定により、応能割賦課総額、応益割賦課総額に按分した後、それぞれを所得総額、被保険者数で除することにより、算定する。

＜市町村＞

(医療分・後期高齢者支援金分・介護分を個別に算定)



※市町村ごとの標準的な収納率で調整

① 県の所得水準に応じた設定により、応能割分、応益割分に按分。

② 所得総額、被保険者数等で除して、標準保険料率を算定。

○令和元年度における現行税率と市町村標準保険料率の比較

区分		現行税率①	市町村標準保険料率②	差引②-①
医療分	所得割率	9.71%	8.46%	△ 1.25%
	被保険者均等割額	20,040円	34,622円	14,582円
	世帯別平等割額	24,720円	24,740円	20円
後期高齢者支援金分	所得割率	2.46%	2.70%	0.24%
	被保険者均等割額	6,360円	11,039円	4,679円
	世帯別平等割額	7,680円	7,888円	208円
介護分	所得割率	2.74%	2.28%	△ 0.46%
	被保険者均等割額	13,800円	11,955円	△ 1,845円
	世帯別平等割額	—	5,571円	5,571円
計	所得割率	14.91%	13.44%	△ 1.47%
	被保険者均等割額	40,200円	57,616円	17,416円
	世帯別平等割額	32,400円	38,199円	5,799円

現行税率と県が示した市町村標準保険料率（以下、標準保険料率）を比較すると、基礎分、後期高齢者支援金分、介護分の合計で、

○所得割率は、現行 14.91%から標準保険料率 13.44%、1.47%の減

○被保険者均等割額は、現行 40,200円から標準保険料率 57,616円、17,416円の増

○世帯別平等割額は、現行 32,400円から標準保険料率 38,199円、5,799円の増となっており、応益負担が増となっている。

本市の国民健康保険加入世帯のうち約65%(*)が法定軽減対象世帯となっており、現行税率は低所得世帯に配慮した税率設定となっている。 ※平成30年度当初賦課時点

例 青森市の医療分で算定（平成31年度算定時）

○ 応能割（所得割分）

賦課総額 (2,085,525,950円) ÷ 所得総額 (24,661,988,568円) = 0.08456...

所得割率 8.46%

○ 応益割（均等割分）

賦課総額 (2,119,113,086円) ÷ 被保険者数 (61,208人) = 34,621.5

均等割額 34,622円

○ 応益割（平等割分）

賦課総額 (949,509,282円) ÷ 世帯数 (38,380世帯) = 24,739.6

平等割額 24,700円